

監査広報

平成21年度監査の結果 (平成21年4月～平成22年3月)

NO. 8

Audit public relations

(○監査対象 ◆ 監査委員の指摘事項 ◇ 町の改善策等)

△監査結果に関する報告△

地方自治法第23条の2第1項による例月出納検査並びに同法第199条第1項及び第2項による定期監査の監査結果が、議会議長、町長、教育委員会委員長宛てに提出されました。

例月出納検査は、一般会計ほか特別会計、基金並びに歳入歳外出現金の収納事務について、計数は正確か現金預金の管理状況は適正かなどに主眼が置かれ、その関係帳簿、証書、支出伝票を検査しました。

一方、定期監査は、特定の課についての財務に関する事務の執行、事業の管理、所管事務について監査が行われました。以下、例月出納検査、定期監査において、監査委員から指摘を受けた事項とその措置状況を報告します。

各課共通の指摘事項

補助金交付団体の人事費充當率では、団体によって50%充當し、補助金の充當率の見直しをしてまいります。

また、人件費の決定方法についての定めがないので、基準を設け、明確・公平性を確保されたい。

各団体の勤務形態等を確認する。工事等の検査調査の記載方法について、検査内容が明確になるよう見直しをされたい。

検査した内容を具体的に記述するよう改善し、各所属に通知しました。

備品管理台帳を確認したところ、備品として保管されているが確認された。

購入年度が古く、活用されない備品は廃棄処分の手続きにより対応をされたい。

備品台帳の内容を再精査するとともに、使用に耐えがたいものには廃棄処分の手続きを行った。

なお、その他各所属にも備品台帳の再確認をするよう通知をしました。

担当課への指摘事項

○建設課

新松田駅前整備事業について、地権者、関係者のご協力により用地の確保が進展してきた。

まだ用地取得がなされていない土地もあるが、ある程度的な用地が取得できることから、早期に工事着手を行い、より順次、整備工事に着手されたい。

また、未買収の土地については、計画当初と現在では、周辺環境や国の助成制度が大きく変化し、計画の見直しをされた。

平成22年度において一部歩道等の整備工事費を計上し、実施しております。また、一部の未買収の土地については、当初計画の変更を図りました。

○教育委員会教育課 寄・松田小学校に設置してある大型焼却炉について腐食も進んでいることから撤去の方向で検討されたい。

県の指導に基づき、今後の予算措置を含め、撤去時期等を検討してまいります。

監査実施状況

○例月出納検査

4月～3月
毎月1回 12日間

○決算審査

7月 7日間

○定期監査

9月～1月
延べ9回

平成21年12月21日付けで監査委員(代表監査委員)に異動がありました。

代表監査委員

遠藤孝生氏 (63歳)



町の行政活動を監査してまいりますので皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。